

気象業務法第24条の18第3項に規定する気象予報士試験を
受けることができない期間に関する処分基準

1. 趣旨

本基準は、気象業務法（昭和27年法律第165号。以下「法」という。）第24条の18第3項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、気象予報士試験を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為（以下「不正行為」という。）に厳正に対処し、もって気象予報士試験の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2. 処分の基本方針

法第24条の18第3項に規定する処分事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に処分を執り行う。

3. 処分の基準

処分の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げる期間のとおり気象予報士試験を受けることができないものとする。

処分事由に該当する行為	期間
・虚偽の出願によって気象予報士試験を受け、又は受けようとするなどの不正行為 ・参考書、メモを取り出し利用できる状態に置くなどの不正行為	2年間
・他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1年間

- ・不正行為の内容及び情状により期間を加重又は減免することができる。
- ・過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて期間を加重することができる。

4. 処分に伴う通知

処分を行った場合において、処分を受けた当該受験者に通知するとともに、気象業務法に定める指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

5. 施行期日

この基準は、平成25年1月23日から施行する。